

① 件名
<p>私立認可保育所等の障害児保育事業への助成について</p>
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】 保育を必要とする障害を有する児童（以下「障害児」とする。）については、基本的に公立保育所において受入れを行っているものの、発達障害などにより、私立認可保育所に入所後に保育士の加配が必要となる場合も多く、本年度は私立認可保育所で8名の児童を受入れしている。 障害児等の特別な支援が必要な児童を受け入れる私立保育所等に対しては、国が定める基準により、給付費等に一定の加算がされているところである。しかしながら、当該加算のみでは加配するための保育士の確保が難しいことから、私立認可保育所においては、障害児の受け入れや対応が困難な状況となっている。</p> <p>【目的】 障害児保育事業を実施する私立認可保育所等に対し、その経費の一部を助成することで、専任保育士を配置し、障害児保育の充実と受入れの拡充を図るもの。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）</p> <p>【総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無】 第1章 ともに創る協働のまち 第4節 安定した行財政運営を構築する 1 持続可能な行財政を推進する 第4章 安心して健やかに暮らせるまち 第3節 安心して子どもを産み育てられる支援体制を確立する 1 子育てを支援する環境を整備する</p> <p>【個別計画との整合性】 石巻市子ども・子育て支援事業計画 第3部 子ども・子育て支援事業計画 第1章 教育・保育施設の充実</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>平成27年4月 子ども・子育て支援新制度開始 国が定める保育所での保育に要する費用の額の算定に関する基準の中で、障害児を受け入れている施設が、主任保育士を補助する者を配置し、地域住民等の子どもの療育支援に取り組む場合に、一定の加算（療育支援加算）を実施</p> <p>平成30年4月 市町村振興総合補助金実施要領の一部改正の適用 障害児保育補助対象施設の拡充（私立認定こども園等を追加する。）</p> <p>6月 障害児受入れ保育所から事業への補助要請</p>

⑤ 主な内容
<p>1 補助対象事業</p> <p>(1) 対象児童 当市に住所を有する児童で私立認可保育所等を利用する、次のいずれかに該当するもの ア 身体障害手帳を有する児童 イ 療育手帳を有する児童 ウ 児童相談所の判定書又は障害に応じた専門の医師の診断書により、ア又はイに準ずると判断される児童 エ 上記のほか、障害に関する専門的知見を有する者による意見書等により障害の事実が把握可能な児童</p> <p>(2) 対象施設 各月初日において、(1)に該当する児童が利用している私立認可保育所等であって、障害児の集団保育が適切に実施できる受け入れ体制が整備されている施設</p> <p>2 補助対象経費及び限度額</p> <p>(1) 補助対象経費（障害児保育に必要な人件費相当額） 保育士1人の年間賃金相当額と社会保険料事業主負担相当分を補助する。</p> <p>(2) 補助金額 障害児3人に対し、専任保育士1人の割合で配置した場合に、保育士1人分のみ年額2,400,000円を限度額として補助する。</p> <p>3 主な補助要件</p> <p>(1) 障害児に対し、専任保育士を常勤換算で、障害児3人毎に1人以上配置すること。 (2) 給付費に係る療育支援加算の適用対象であること。</p>
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）
<p>【影響・効果】 私立認可保育所等における障害児の保育の充実と受入れの促進が図られる。</p> <p>【財源措置】 平成31年度当初予算措置額 7,080千円 財源内訳 一般財源 5,400千円 県支出金（市町村総合振興補助金） 1,680千円</p>
⑦ 他の自治体の政策との比較検討
<p>県内他市町村においても同様の事業を実施</p>
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日
<p>平成31年3月 石巻市障害児保育事業補助金交付要綱の制定（平成31年4月1日施行）</p>
⑨ その他